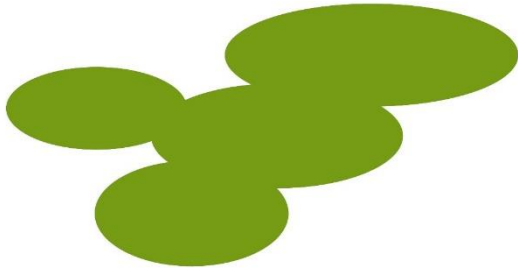
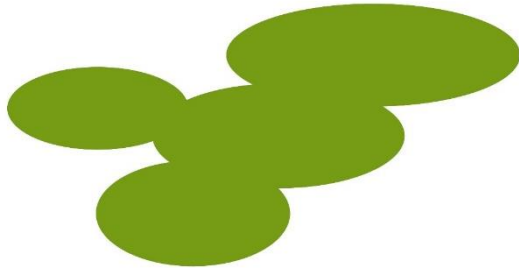


頁	現 行	修 正	摘 要
	奥出雲町地域防災計画 （風水害等対策編） 令和6年6月改訂  島根県 奥出雲町	奥出雲町地域防災計画 （風水害等対策編） 令和7年6月改訂  島根県 奥出雲町	・時点修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 目次	奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 目次	
VIII	第15節 土砂災害対策 第1～第2 （略） 第3 危険箇所周辺の警戒監視・通報 第4 （略）	第15節 土砂災害対策 第1～第2 （略） 第3 危険区域周辺の警戒監視・通報 第4 （略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の概要	第1章 計画の概要	
	第1 計画の目的	第1 計画の目的	
	第2 計画の性格等	第2 計画の性格等	
2	1～2 （略） 3 防災計画以外の計画との整合性の確保等 (1) （略） (2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項 （略） ア （略） イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項	1～2 （略） 3 防災計画以外の計画との整合性の確保等 (1) （略） (2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項 （略） ア （略） イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項	・県地域防災計画に併せた修正
	第2章 防災の基本理念及び施策の概要	第2章 防災の基本理念及び施策の概要	
	第1 防災の基本理念及び施策の概要	第1 防災の基本理念及び施策の概要	
	第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要	第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要	
5	1 （略） 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) （略） (2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。 なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 ア～ク （略） ケ 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。 コ～ス （略）	1 （略） 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) （略） (2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。 なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 ア～ク （略） ケ 指定避難所等で生活する被災者の保健・医療・福祉ニーズ等の把握等のために必要な活動や支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。 コ～ス （略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項	第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項	
	第1 大規模広域災害において重点を置くべき事項	第1 大規模広域災害において重点を置くべき事項	
	第2 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	第2 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	
	第3 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	第3 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	
	第4 事業者や住民等との連携に関する事項	第4 事業者や住民等との連携に関する事項	
7	関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。	関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。 また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局を連携した取組の推進を図ること。	・県地域防災計画に併せた修正
	第5 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項	第5 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表																											
頁	現 行	修 正	摘 要																								
	第4章 防災環境	第4章 防災環境																									
	第1 自然環境の特性	第1 自然環境の特性																									
	第2 社会環境の特性	第2 社会環境の特性																									
8	1 高齢化の進展 本町の高齢化率は下表のとおりであり、高齢化が進んでいる。災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとる必要があるが、高齢者にとって適切な行動をとることは必ずしも容易ではなく、被害発生危険性が大となる。 <table> <tr> <td></td><td>高齢化率</td><td>人口</td><td>世帯数</td></tr> <tr> <td>令和6年3月31日現在</td><td>46.0%</td><td>11,214人</td><td>4,620世帯</td></tr> <tr> <td>令和3年10月31日現在</td><td>45.1%</td><td>11,670人</td><td>4,732世帯</td></tr> </table>		高齢化率	人口	世帯数	令和6年3月31日現在	46.0%	11,214人	4,620世帯	令和3年10月31日現在	45.1%	11,670人	4,732世帯	1 高齢化の進展 本町の高齢化率は下表のとおりであり、高齢化が進んでいる。災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとる必要があるが、高齢者にとって適切な行動をとることは必ずしも容易ではなく、被害発生危険性が大となる。 <table> <tr> <td></td><td>高齢化率</td><td>人口</td><td>世帯数</td></tr> <tr> <td>令和7年3月31日現在</td><td>46.6%</td><td>10,928人</td><td>4,609世帯</td></tr> <tr> <td>令和6年3月31日現在</td><td>46.0%</td><td>11,214人</td><td>4,620世帯</td></tr> </table>		高齢化率	人口	世帯数	令和7年3月31日現在	46.6%	10,928人	4,609世帯	令和6年3月31日現在	46.0%	11,214人	4,620世帯	・時点修正
	高齢化率	人口	世帯数																								
令和6年3月31日現在	46.0%	11,214人	4,620世帯																								
令和3年10月31日現在	45.1%	11,670人	4,732世帯																								
	高齢化率	人口	世帯数																								
令和7年3月31日現在	46.6%	10,928人	4,609世帯																								
令和6年3月31日現在	46.0%	11,214人	4,620世帯																								
9	2 防災対策推進上の留意点 （略） (1)～(2) （略） (3) 多様な視点に配慮した防災対策の推進 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 また、<u>男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む</u> _____。 (4) （略） (5) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 新型コロナウイルス感染症<u>_____</u>の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	防災対策推進上の留意点 （略） (1)～(2) （略） (3) 多様な視点に配慮した防災対策の推進 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 また、町及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 (4) （略） (5) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	・県地域防災計画に併せた修正																								
	第3 島根県の災害履歴	第3 島根県の災害履歴																									
	第5章 災害被害想定	第5章 災害被害想定																									
	第1 風水害	第1 風水害																									
	第2 事故災害	第2 事故災害																									
	第6章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	第6章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱																									
	第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱																									
	第2 国、県、町、指定地方公共機関、町民及び事業所の責務	第2 国、県、町、指定地方公共機関、町民及び事業所の責務																									
	第7章 計画の運用等	第7章 計画の運用等																									
	第1 平常時の運用	第1 平常時の運用																									
	第2 災害時の運用	第2 災害時の運用																									

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第2編 風水害対策計画	第2編 風水害対策計画	
	第1章 風水害予防計画	第1章 風水害予防計画	
	第1 災害に強いまちづくり	第1 災害に強いまちづくり	
	第2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備	第2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備	
	第3 防災教育の推進	第3 防災教育の推進	
	第1節 浸水災害の予防	第1節 浸水災害の予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 河川等氾濫の防止対策	第2 河川等氾濫の防止対策	
26	1 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知 (1) (略) (2) 対策 <u>河川等の危険な箇所</u> _____ _____について、_____地域住民への周知に努める。また、関係機関と協力して _____河川 等の災害危険性等に関する以下の状況<u>の把握に努め、その結果を必要に応じて</u> _____ _____関係地域の住民に周知する。 _____ _____ ア 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握 _____ <u>イ</u> 避難路上の障害物等の把握 <u>ウ</u> 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速 な避難の確保を図るために必要な事項 <u>エ</u> 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討 _____ _____	1 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知 (1) (略) (2) 対策 町及び県は、県において作成した浸水想定区域図（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域を示した図）について、関係地域住民への周知に努めるとともに、町独自に、 _____河川 等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを 作成し、関係地域の住民に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期 の立退き非難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想 定されていないか住民等に確認を促すように努める。 ア 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握 イ 洪水予報、水位到達情報の伝達方法 ウ 避難路上の障害物等の把握 エ 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速 な避難の確保を図るために必要な事項 オ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討 （避難についての詳細は、本章第9節「避難予防対策」を参照。） カ 浸水想定区域内にア要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要 があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地	
	第2節 土砂災害の予防	第2節 土砂災害の予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策	第2 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策	
28	(略) 1 土砂 _____警戒区域 _____（急傾斜地の崩壊）の把握、周知 (1) 現況 がけ崩れによる危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、 土砂災害警戒区域 _____（急傾斜地の崩壊（傾斜度30°以上、高さが5m以上の急傾斜地）を指定及 び周知に努めている。そのうち、県では、防災上緊急度が高く、要件を満たすものから、急傾斜 地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条）に指定し、対策事 業を実施している。 _____ _____ _____ (2) (略) 2～5 (略)	(略) 1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の把握、周知 (1) 現況 がけ崩れによる危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊（傾斜度30°以上、高さが5m以上の急傾斜地）を指定及 び周知に努めている。そのうち、県では、防災上緊急度が高く、要件を満たすものから、急傾斜 地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条）に指定し、対策事 業を実施している。 県の農林関係では、山腹崩壊による災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地 区について各種の調査を実施し、山腹崩壊危険地区として判定し、森林整備課のホームページに 位置や区域等を掲載、危険度の周知、対策事業を実施している。 (2) (略) 2～5 (略)	・県砂防課の助言に よる修正 ・県森林整備課の 助言による修正

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 地すべり災害の防止対策	第3 地すべり災害の防止対策	
30	（ 略 ） 1 土砂__警戒区域__（地すべり）及び地すべり危険地の把握、周知 （1） 現況 県は、地すべりによる危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域__（地すべり）を指定及び周知に努めている。 また、県は農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所のはあく、及び周知に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。 （2） （ 略 ） 2 地すべり防止工事の促進 国土交通省及び農林水産省（農村振興局・林野庁）所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。 地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの__工事を実施していく。 なお、地すべりの誘因の最大のものは地下水状況の変化によるものなので、排水工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべりの抑止工等を実施していく。 土砂災害警戒区域__（地すべり）及び地すべり危険地のうち地すべり防止区域の未指定箇所については、危険度に応じ指定の促進を図る。 3 警戒・避難体制の確立 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い__地すべり危険__<u>箇所</u>に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。 （ 略 ）	（ 略 ） 1 土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の把握、周知 （1） 現況 県は、地すべりによる危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（地すべり）を指定及び周知に努めている。 また、県は農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所のはあく、及び周知に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。 （2） （ 略 ） 2 地すべり防止工事の促進 国土交通省及び農林水産省（農村振興局・林野庁）所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。 地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの抑止工事を実施していく。 なお、地すべりの誘因の最大のものは地下水状況の変化によるものなので、排水工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべりの抑止工等を実施していく。 土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地のうち地すべり防止区域の未指定箇所については、危険度に応じ指定の促進を図る。 3 警戒・避難体制の確立 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。 （ 略 ）	・県砂防課の助言による修正
	第4 土石流災害の防止対策	第4 土石流災害の防止対策	
31	（ 略 ） 1 土砂災害警戒区域__（土石流）の把握・周知 （1） 現況 県は、土石流により危険がある区域については、「土砂災害防止法」に基づき基礎調査を行い、土砂災害警戒区域__（土石流）を指定及び周知に努めている。また、土石流による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地及び一定の行為を禁止または制限すべき土地について「砂防指定地」として国土交通大臣が指定している。 県の農林関係では、山腹崩壊若しくは地すべりが発生しているか、又は発生するおそれのある地区でかつ土砂が土石流となって流下する地区の中で、それらの発生源からおおむね2km以内に公共施設等がある地区について各種の調査を実施し、崩壊土砂流出危険地区として危険度の判定をしている。 （2） （ 略 ） 2～4 （ 略 ）	（ 略 ） 1 土砂災害警戒区域等（土石流）の把握・周知 （1） 現況 県は、土石流により危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（土石流）を指定及び周知に努めている。また、土石流による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地及び一定の行為を禁止または制限すべき土地について「砂防指定地」として国土交通大臣が指定している。 県の農林関係では、山腹崩壊若しくは地すべりが発生しているか、又は発生するおそれのある地区でかつ土砂が土石流となって流下する地区の中で、それらの発生源からおおむね2km以内に公共施設等がある地区について各種の調査を実施し、崩壊土砂流出危険地区として危険度の判定をしている。 （2） （ 略 ） 2～4 （ 略 ）	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表																																																																															
頁	現 行	修 正	摘 要																																																																												
	第3節 都市構造の防災化	第3節 都市構造の防災化																																																																													
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方																																																																													
	第2 防災的な土地利用の推進	第2 防災的な土地利用の推進																																																																													
	第3 都市の不燃化の推進	第3 都市の不燃化の推進																																																																													
	第4 防災空間の確保	第4 防災空間の確保																																																																													
	第5 工作物対策	第5 工作物対策																																																																													
	第4節 建築物・公共土木施設災害の予防	第4節 建築物・公共土木施設災害の予防																																																																													
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方																																																																													
	第2 建築物の災害予防	第2 建築物の災害予防																																																																													
	第3 まちの不燃化	第3 まちの不燃化																																																																													
	第4 ライフライン施設の安全化	第4 ライフライン施設の安全化																																																																													
41	1 電気施設 【県企業局】 （略） 【中国電力・中国電力ネットワーク】 (1) （略） (2) 自主保安体制の構築 （略）	1 電気施設 【県企業局】 （略） 【中国電力・中国電力ネットワーク】 (1) （略） (2) 自主保安体制の構築 （略）																																																																													
42	ア 計画目標 <table><tr><th colspan="2">設 備</th><th>構 造 物</th><th>設 計 方 針</th></tr><tr><td colspan="2">水力発電設備</td><td>（略）</td><td>河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」及び建築基準法等による。</td></tr><tr><td colspan="2">原子力発電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">火力発電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">内燃力発電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">架空送電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">地中送電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">変電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">配電</td><td>架空配電設備</td><td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>地中配電設備</td><td>（略）</td></tr></table> (3) （略） 2～4 （略）	設 備		構 造 物	設 計 方 針	水力発電設備		（略）	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震 対策 指針」及び建築基準法等による。	原子力発電設備		（略）	（略）	火力発電設備		（略）	（略）	内燃力発電設備		（略）	（略）	架空送電設備		（略）	（略）	地中送電設備		（略）	（略）	変電設備		（略）	（略）	配電	架空配電設備	（略）	（略）	地中配電設備	（略）	ア 計画目標 <table><tr><th colspan="2">設 備</th><th>構 造 物</th><th>設 計 方 針</th></tr><tr><td colspan="2">水力発電設備</td><td>（略）</td><td>河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」及び建築基準法等による。</td></tr><tr><td colspan="2">原子力発電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">火力発電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">内燃力発電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">架空送電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">地中送電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">変電設備</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">配電</td><td>架空配電設備</td><td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>地中配電設備</td><td>（略）</td></tr></table> (3) （略） 2～4 （略）	設 備		構 造 物	設 計 方 針	水力発電設備		（略）	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震 設計 指針」及び建築基準法等による。	原子力発電設備		（略）	（略）	火力発電設備		（略）	（略）	内燃力発電設備		（略）	（略）	架空送電設備		（略）	（略）	地中送電設備		（略）	（略）	変電設備		（略）	（略）	配電	架空配電設備	（略）	（略）	地中配電設備	（略）	・県地域防災計画に併せた時点修正
設 備		構 造 物	設 計 方 針																																																																												
水力発電設備		（略）	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震 対策 指針」及び建築基準法等による。																																																																												
原子力発電設備		（略）	（略）																																																																												
火力発電設備		（略）	（略）																																																																												
内燃力発電設備		（略）	（略）																																																																												
架空送電設備		（略）	（略）																																																																												
地中送電設備		（略）	（略）																																																																												
変電設備		（略）	（略）																																																																												
配電	架空配電設備	（略）	（略）																																																																												
	地中配電設備	（略）																																																																													
設 備		構 造 物	設 計 方 針																																																																												
水力発電設備		（略）	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震 設計 指針」及び建築基準法等による。																																																																												
原子力発電設備		（略）	（略）																																																																												
火力発電設備		（略）	（略）																																																																												
内燃力発電設備		（略）	（略）																																																																												
架空送電設備		（略）	（略）																																																																												
地中送電設備		（略）	（略）																																																																												
変電設備		（略）	（略）																																																																												
配電	架空配電設備	（略）	（略）																																																																												
	地中配電設備	（略）																																																																													
44	5 電気通信施設の安全性の確保 ◆ 西日本電信電話株式会社島根支店 (1)～(3) （略）	5 電気通信施設の安全性の確保 ◆ 西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 (1)～(3) （略）	・県地域防災計画に併せた時点修正																																																																												

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
46	6 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備 (1) 基本的事項 災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様な災害情報が発生する。 このため、県、町、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 (2) 情報通信設備の整備 ア 情報収集伝達機器の整備等 県及び町は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。 7 災害発生時の応急体制の整備 (1) (略) (2) 防災組織の整備 ア (略)	(削除) (削除) 6 災害発生時の応急体制の整備 (1) (略) (2) 防災組織の整備 ア (略)	・県地域防災計画に併せた修正
47	イ 応急活動マニュアル等の整備 各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員（社員）に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員（社員）、機関等との連携等について徹底を図る。 また、町及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 8～9 (略)	イ 応急活動マニュアル等の整備 各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員（社員）に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員（社員）、機関等との連携等について徹底を図る。 7～8 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第5 交通施設の安全化	第5 交通施設の安全化	
	第6 その他公共土木施設の安全化	第6 その他公共土木施設の安全化	
49	1 (略) 2 砂防等施設 (1) 現況 <u>本</u> 県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。 しかし、<u>本</u> 県は土砂災害<u>危険箇所</u>が多く引き続き施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。 (2) 砂防対策 土石流の発生の危険性が高い溪流について砂防指定の促進を図るとともに、<u>土石流危険溪流</u>を中心とした砂防施設の整備を行い、地域の安全性の向上を図る。また、既存の砂防施設等の点検を実施し、施設の安全を維持する。 地域住民の土砂災害からの警戒避難体制の整備充実を図るため、土砂災害予警報システムを整備しているが連絡体制の確立等情報伝達の徹底を図る必要がある。	1 (略) 2 砂防等施設 (1) 現況 <u>島根</u> 県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。 しかし、<u>島根</u> 県は土砂災害<u>警戒区域等</u>が多く引き続き施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。 (2) 砂防対策 土石流の発生の危険性が高い溪流について砂防指定の促進を図るとともに、<u>土砂災害警戒区域等（土石流）</u>を中心とした砂防施設の整備を行い、地域の安全性の向上を図る。また、既存の砂防施設等の点検を実施し、施設の安全を維持する。 地域住民の土砂災害からの警戒避難体制の整備充実を図るため、土砂災害予警報システムを整備しているが連絡体制の確立等情報伝達の徹底を図る必要がある。	・県砂防課の助言による修正

頁	現 行	修 正	摘 要
49	(3) 地すべり防止対策 風水害によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市町村及び地域住民の協力のもとに、必要に応じ地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業を推進する。 また、<u>地すべり危険箇所</u>の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えるとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。 (4) (略) 3～4 (略)	(3) 地すべり防止対策 風水害によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市町村及び地域住民の協力のもとに、必要に応じ地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業を推進する。 また、土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えるとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。 (4) (略) 3～4 (略)	・県砂防課の助言による修正
	第5節 農林業施設災害の防止	第5節 農林業施設災害の防止	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 農業施設災害の防止対策	第2 農業施設災害の防止対策	
	第6節 防災活動体制の整備	第6節 防災活動体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害対策本部体制の整備	第2 災害対策本部体制の整備	
52	1 (略) 2 初動（警戒）体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 応急活動マニュアル等の整備 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、県及び町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 (5) (略) 借用要望 3～4 (略)	1 (略) 2 初動（警戒）体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 応急活動マニュアル等の整備 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 _____ _____ _____ _____ (5) (略) 3～4 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 防災中枢機能等の確保・充実	第3 防災中枢機能等の確保・充実	
	第4 広域応援協力体制の整備	第4 広域応援協力体制の整備	
54	1 (略) 2 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備 町は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。 <u>・災害時の相互応援に関する協定書（平成8年2月1締結）</u> 3～4 (略)	1 (略) 2 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備 町は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。 また、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。 ・災害時の相互応援に関する協定書（平成8年2月1締結） 3～4 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
55	5 応援計画及び受援計画の整備 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。	5 応援計画及び受援計画の整備 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
55	県、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 _____ _____ _____ (1)～(2) (略)	県、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 (1)～(2) (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第5 災害救助法等の運用体制の整備	第5 災害救助法等の運用体制の整備	
	第6 複合災害体制の整備	第6 複合災害体制の整備	
	第7 罹災証明書の発行体制の整備	第7 罹災証明書の発行体制の整備	
	第7節 情報管理体制の整備	第7節 情報管理体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 情報通信設備の整備	第2 情報通信設備の整備	
	第3 気象等観測・伝達体制の整備	第3 気象等観測・伝達体制の整備	
59	(1) (略) (2) 地域気象観測システムの整備 本県は東西に長く、南北に短く、また山地が多い複雑な地形であり、かつ崩壊しやすい地質からなるため、地理的に極めて災害の発生しやすいところとされている。 気象庁は地域気象観測システムにより、降水量、風向・風速、気温、湿度、日照時間^{__}、積雪の各データの観測・収集を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。 県内には、現在気象台（松江）1箇所、特別地域気象観測所（西郷、浜田）2箇所、地域気象観測所16箇所、地域雨量観測所8箇所を運用している。 _____ _____ 2 (略)	(1) (略) (2) 地域気象観測システムの整備 本県は東西に長く、南北に短く、また山地が多い複雑な地形であり、かつ崩壊しやすい地質からなるため、地理的に極めて災害の発生しやすいところとされている。 気象庁は地域気象観測システムにより、降水量、風向・風速、気温、湿度、日照時間※、積雪の各データの観測・収集を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。 県内には、気象官署（特別地域観測所を含む）3か所、四要素観測所13か所、三要素観測所3か所、雨量観測所8か所、積雪観測所7か所を運用している。 ※四要素観測所では、令和3年3月2日から、気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値を提供。 2 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
60	<u>(新設)</u>	第4 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備	
59	<u>(新設)</u> _____ _____ _____ _____ _____ <u>(新設)</u> _____ _____ _____ _____ _____	1 基本的事項 災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。 このため、県、市町村、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。 2 情報通信設備の整備 (1) 情報収集伝達機器の整備等 町及び県は、災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
59		通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。 (2) 情報収集・連絡要員の指定 県は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。	・県地域防災計画に併せた修正
60	第 4 島根県総合防災情報システムの運用	第 5 島根県総合防災情報システムの運用	
	第8節 広報体制の整備	第8節 広報体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 町民への的確な情報伝達体制の整備	第2 町民への的確な情報伝達体制の整備	
	第3 報道機関との連携体制の整備	第3 報道機関との連携体制の整備	
	第4 災害伝言サービス活用体制の整備	第4 災害伝言サービス活用体制の整備	
	第9節 避難予防対策	第9節 避難予防対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
64	1 (略) 2 留意点 (1)～(8) (略) (9) 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の被災への備え 県が設置する保健所 は、新型インフルエンザ等外出自粛対象者 等の被災に備えて、<u>平常時</u> から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、外出自粛対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。 また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 (10) (略)	1 (略) 2 留意点 (1)～(8) (略) (9) 新型インフルエンザ等感染症自宅療養者<u> </u>等の被災への備え 県が設置する保健所 等 は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。） 発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生時から、防災担当部局（県の保健所 等にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者<u> </u>等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。 また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 これらのことが円滑に行われるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。 (10) (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第2 避難指示等の基準の策定	第2 避難指示等の基準の策定	
66	1 (略) 2 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成 (1)～(4) (略) (5) 参考とすべき情報 - 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等） - 土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図 - 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、排水機場・水門の状況等） - 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等） - 避難指示等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、土砂災害警戒情報、土	1 (略) 2 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成・ (1)～(4) (略) (5) 参考とすべき情報 - 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等） - 土砂災害警戒区域図 - 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、排水機場・水門の状況等） - 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等） - 避難指示等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、土砂災害警戒情報、土	・県砂防課の助言により修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
66	砂災害危険度情報、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報、顕著な大雨に関する気象情報等） ・情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等） 3～4（略）	砂災害危険度情報、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報、顕著な大雨に関する気象情報等） ・情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等） 3～4（略）	・県砂防課の助言により修正
	第3 避難体制の整備	第3 避難体制の整備	
68	1 避難計画の策定 (1)～(3)（略） <u>（追加）</u> _____ _____ _____ _____	1 避難計画の策定 (1)～(3)（略） <u>(4) 様々な主体が実施する状況把握の取組の調整</u> 町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。	・県地域防災計画に併せた修正
69	<u>（追加）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>(5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援</u> 町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 また、町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	・県地域防災計画に併せた修正
	2（略）	2（略）	
	第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	
70	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (1)（略） (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 指定避難所の指定 町 <u>長</u> は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要な数、規模の施設等を指定し、 <u>指定後は</u> 住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。 _____ _____ _____ _____ なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。 (ア)～(キ)（略）	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (1)（略） (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 指定避難所の指定 町 <u>長</u> は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要な数、規模の施設等を指定し、 <u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、</u> 住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。 <u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u> なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。 (ア)～(キ)（略）	・県地域防災計画に併せた修正
71	イ 指定避難所の整備 町は、指定避難所となる施設に_____ <u>は、必要に応じ、</u> 良好な生活環境を確保するために、 _____ <u>換気、</u> _____ <u>照明等の設備の整備に努める。</u> 感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	イ 指定避難所の整備 町は、指定避難所となる施設 <u>については、</u> _____ <u>良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設利用計画を作成するよう努める。</u> <u>また、必要に応じ給食施設、換気、冷暖房、</u> 照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 交通規制の実施体制の整備	第3 交通規制の実施体制の整備	
	第4 緊急通行車両の確認の申出及び規制除外車両の事前届出	第4 緊急通行車両の確認の申出及び規制除外車両の事前届出	
80	1 （略） 2 規制除外車両の事前届出 (1)～(2) （略） 3 届出済証の交付と確認 (4) 審査 （略）	1 （略） 2 規制除外車両の事前届出 (1)～(2) （略） (3) 届出済証の交付と確認 ア 審査 （略）	・県地域防災計画に併せた修正
81	(2) 届出済証の交付を受けた車両の確認 届出済証の交付を受けた車両は、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所、警察本部交通規制課、各警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。 この場合、確認審査を省略して、 災害対策基本法施行規則別記様式第4の「標章」及び様式第4の「規制除外車両確認証明書」を交付する。 「標章」及び「規制除外車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保、規制」参照。 (3) （略）	イ 届出済証の交付を受けた車両の確認 届出済証の交付を受けた車両は、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所、警察本部交通規制課、各警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。 制除外車両事前届出済証の確認の後、規制除外車両確認申出書の提出を受けたうえで 災害対策基本法施行規則別記様式第4の「標章」及び様式第4の「規制除外車両確認証明書」を交付する。 「標章」及び「規制除外車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保、規制」参照。 ウ （略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第13節 輸送体制の整備	第13節 輸送体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 輸送体制の整備方針	第2 輸送体制の整備方針	
82	1 （略） 2 関係機関相互の連携の強化 （略） (1)～(4) （略） (5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、 緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その 普及を図る。	1 （略） 2 関係機関相互の連携の強化 （略） (1)～(4) （略） (5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、 あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受け ることができることについて、 周知 及び 普及を図る。	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の整備	第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の整備	
	第4 緊急輸送道路啓開体制の整備	第4 緊急輸送道路啓開体制の整備	
	第14節 防災施設、装備等の整備	第14節 防災施設、装備等の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害用臨時ヘリポートの整備	第2 災害用臨時ヘリポートの整備	
	第3 防災装備等の整備・充実	第3 防災装備等の整備・充実	
	第15節 食料・飲料水及び生活必需品確保・供給体制の整備	第15節 食料・飲料水及び生活必需品確保・供給体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
	第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	
	第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	
89	1 （略） 2 燃料等生活必需品の備蓄 (4) 町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。 3～4 （略）	1 （略） 2 燃料等生活必需品の備蓄 町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。 3～4 （略）	・項目の整理

頁	現 行	修 正	摘 要
	第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
	第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	
	第16節 廃棄物等の処理体制の整備	第16節 廃棄物等の処理体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 廃棄物処理体制の整備	第2 廃棄物処理体制の整備	
91	1 (略) 2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 町等は、本編第2章第22節「廃棄物等の処理」に示された災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 3 (略) 4 災害廃棄物の仮置場の選定 短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。 (1)～(4) (略)	1 (略) 2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 町はは、本編第2章第22節「廃棄物等の処理」に示される_____廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 (1) 町は、災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみ等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。 (2) 県は、災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。 (3) 町及び県は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。 (4) 町及び県は、災害廃棄物に関する情報や取組等をホームページにおいて公開するなど、周知に努める。 3 (略) 4 災害廃棄物の仮置場の選定 <u>_____</u>災害廃棄物の<u>_____</u>仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。 (1)～(4) (略)	・県地域防災計画に併せた修正
92	5 倒壊家屋からの災害廃棄物等 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。	5 広域処理体制の確立_____ 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。<u>_____</u> また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 し尿処理体制の整備	第3 し尿処理体制の整備	
92	1 (略) 2 し尿処理要領の習熟と体制の整備 町等は、本編第2章第22節「廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領と_____内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	1 (略) 2 し尿処理要領の習熟と体制の整備 町等は、本編第2章第22節「廃棄物等の処理」に示されるし尿処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 災害時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物等と同様に、指定避難所の仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。 また、県及び市町村等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
92	3 災害用仮設トイレの整備 町等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう _____ 協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく ことが必要である。	3 災害用仮設トイレの整備 町等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体 _____ を把握し、災害時に積極的な協力が得られ _____ るよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく _____。	・県地域防災計画に併せた修正
	4 （略）	4 （略）	
	第4 応援協力体制の整備	第4 応援協力体制の整備	
	第17節 防疫・保健衛生体制の整備	第17節 防疫・保健衛生体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 防疫・保健衛生体制の整備	第2 防疫・保健衛生体制の整備	
	第3 食品衛生、監視体制の整備	第3 食品衛生、監視体制の整備	
	第4 防疫用薬剤及び器具の整備	第4 防疫用薬剤及び器具の整備	
	第5 動物愛護管理体制の整備	第5 動物愛護管理体制の整備	
	第18節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化	第18節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 消防団の育成強化	第2 消防団の育成強化	
95	1 （略） 2 現状及び今後の取り組み 近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。 今後は、町及び県において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。 (1) 消防施設、設備及び装備の _____ より一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。 (2) 団員の処遇改善、_____ 教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。 (3)～(5) （略）	1 （略） 2 現状及び今後の取り組み 近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。 今後は、町及び県において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。 また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 (1) 大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設 やより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。 (2) 団員の処遇改善、 必要な資格の取得など実践的な 教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。 (3)～(5) （略）	
	第3 水防団、水防協力団体の育成強化	第3 水防団、水防協力団体の育成強化	
	第4 自主防災組織の育成強化	第4 自主防災組織の育成強化	
	第5 住民による地区の防災活動の推進	第5 住民による地区の防災活動の推進	
	第19節 企業（事業所）における防災の促進	第19節 企業（事業所）における防災の促進	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 防災体制の整備	第2 防災体制の整備	
	第3 事業継続の取組の推進	第3 事業継続の取組の推進	
	第4 事業者による地区の防災活動の推進	第4 事業者による地区の防災活動の推進	
	第20節 災害ボランティアの活動環境の整備	第20節 災害ボランティアの活動環境の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害ボランティアの活動内容	第2 災害ボランティアの活動内容	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 災害ボランティアとの連携体制の整備	第3 災害ボランティアとの連携体制の整備	
	第4 災害ボランティアの育成	第4 災害ボランティアの育成	
	第5 災害ボランティアコーディネーターの育成	第5 災害ボランティアコーディネーターの育成	
	第6 災害ボランティアの普及・啓発	第6 災害ボランティアの普及・啓発	
	第21節 防災教育	第21節 防災教育	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 町職員に対する防災教育	第2 町職員に対する防災教育	
	第3 町民に対する防災教育	第3 町民に対する防災教育	
102	県、町及び防災関係機関は、町民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、<u> 3 日分</u>の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者<u> </u>に十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u> </u>。 （ 略 ）	町、県及び防災関係機関は、町民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、最低 3 日分、推奨 1 週間の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害<u> </u>時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者<u> </u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める ことに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 （ 略 ）	・県地域防災計画に併せた修正
103	1 （ 略 ） 2 周知内容 （1）～（2） （ 略 ） （3） 風水害に対する平素の心得 ア～オ （ 略 ） カ 避難の方法（避難路、避難先<u> </u>の確認 キ 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（<u> 3 日</u> 分程度） ク～ソ （ 略 ）	1 （ 略 ） 2 周知内容 （1）～（2） （ 略 ） （3） 風水害に対する平素の心得 ア～オ （ 略 ） カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 キ 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低 3 日（奨励 1 週間）分<u> </u>） ク～ソ （ 略 ）	・県地域防災計画に併せた修正
104	（4） 災害発生時の心得 ア 災害発生時にとるべき行動（場所別）<u> </u> イ～カ （ 略 ） キ 避難先での行動<u> </u> ク 自主防災組織の活動 ケ 自動車運転中及び旅行中等の心得 コ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時） サ 指定避難所の運営管理のために必要な<u> </u>知識等 （5） 特別警報及び警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、避難指示<u> </u>の発令時にとるべき行動、避難先での行動	（4） 災害<u> </u>時の心得 ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること イ～カ （ 略 ） キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 ク 自主防災組織の活動 <u> </u> ケ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時） コ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等 サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 （5） 特別警報及び警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難先での行動	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 学校教育における防災教育	第4 学校教育における防災教育	
	第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	
	第6 事業所における防災の推進等	第6 事業所における防災の推進等	

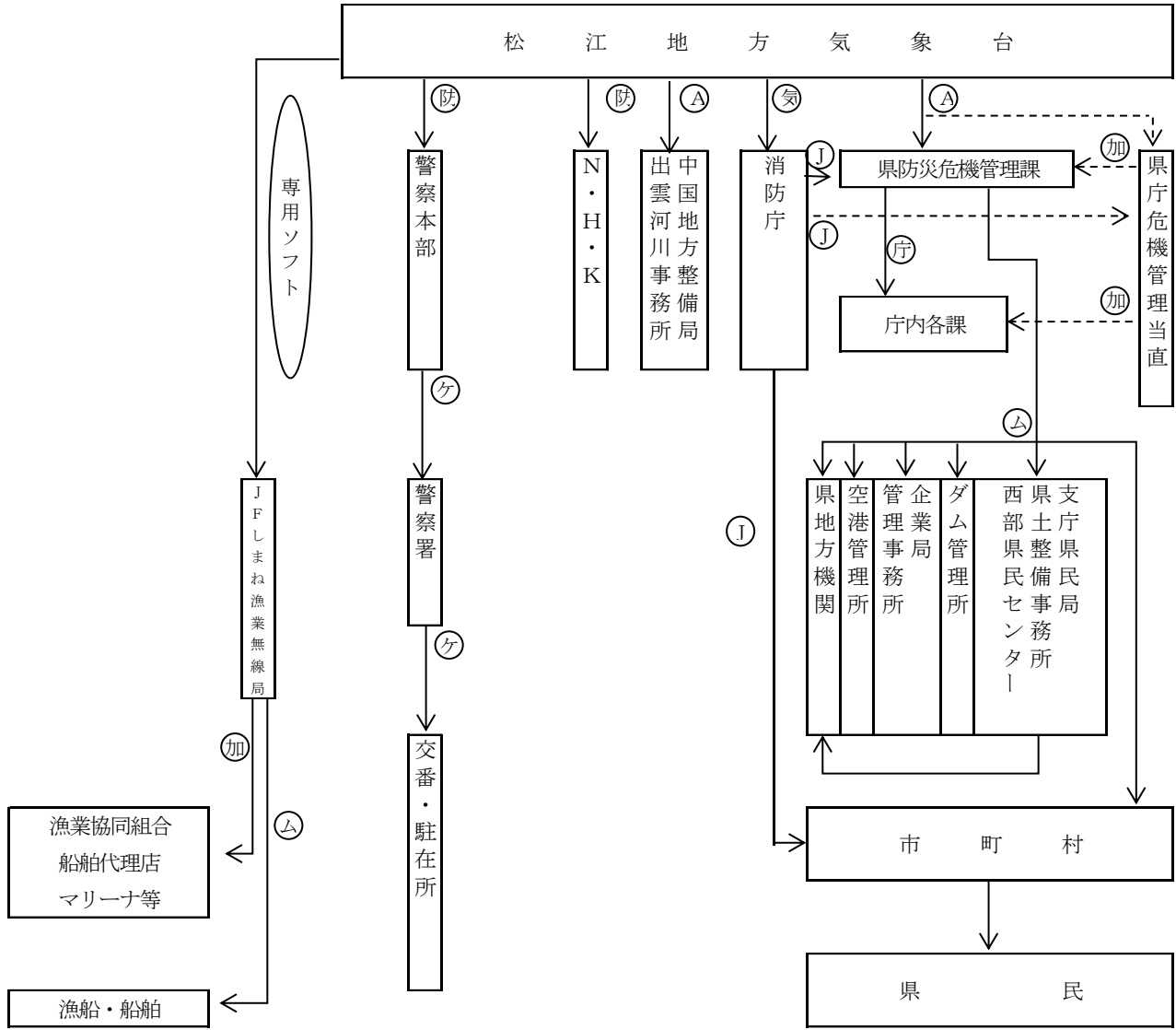
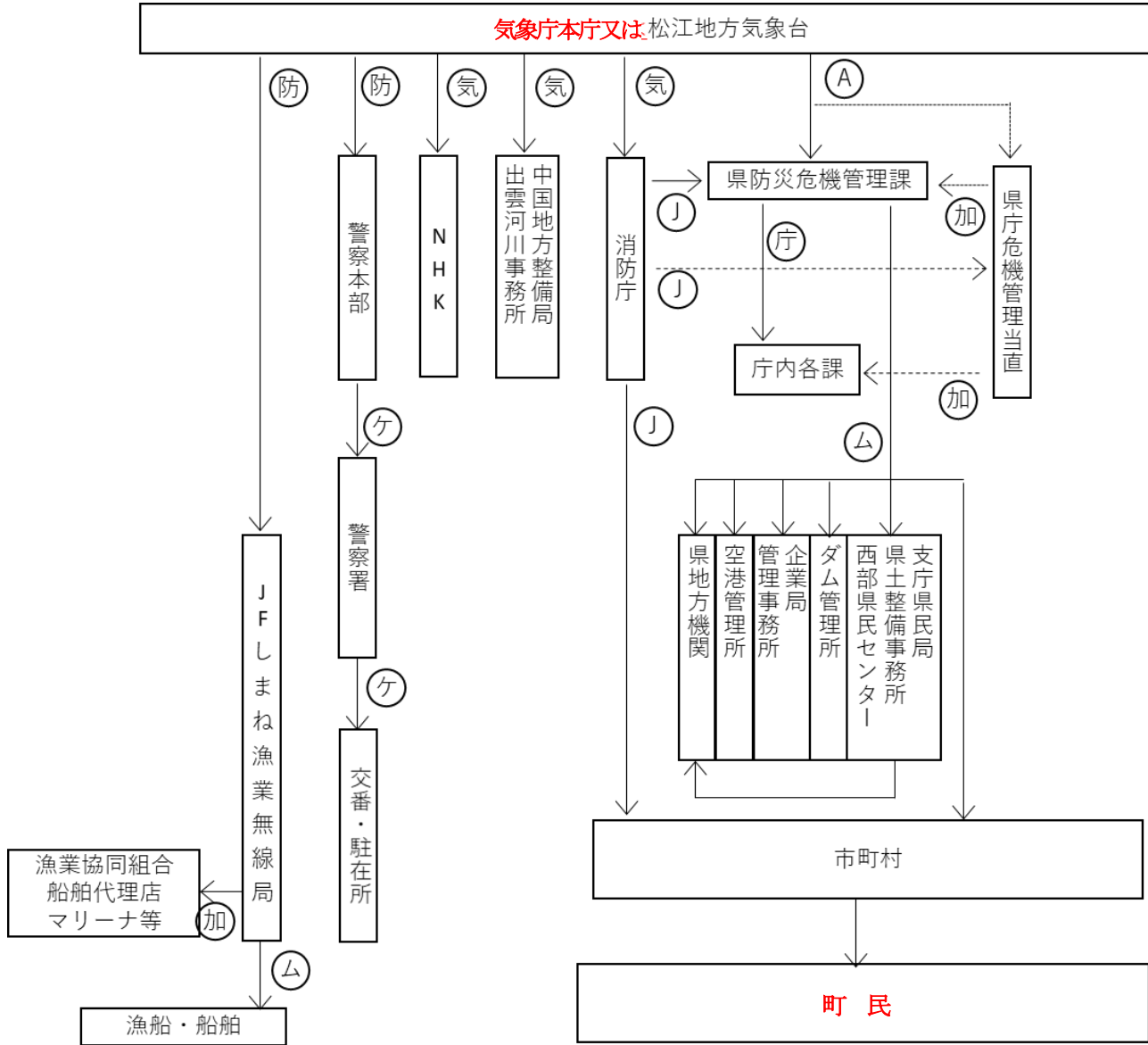
奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
110	4 防災訓練時の交通規制 (略) 災対法施行規則別記様式第 4 (第 4 条 の2 関係) 様式 (略)	4 防災訓練時の交通規制 (略) 災対法施行規則別記様式第 2 (第 5 条 関係) 様式 (略)	・県警本部交通規制課の助言による修正
	第23節 要配慮者等安全確保体制の整備	第23節 要配慮者等安全確保体制の整備	
	第 1 基本的な考え方	第 1 基本的な考え方	
	第 2 避難行動要支援者等支援体制の構築	第 2 避難行動要支援者等支援体制の構築	
114	1～2 (略) 3 避難行動要支援者の避難支援 (1) 町は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別 計画等の作成に努める。 (2) (略) 4 県の避難行動要支援者支援体制 県は、町による避難行動要支援者に配慮した 避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努める。 (略)	1～2 (略) 3 避難行動要支援者の避難支援 (1) 町は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別 避難 計画等の作成に努める。 (2) (略) 4 県の避難行動要支援者支援体制 県は、町による避難行動要支援者に配慮した 個別 避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努める。 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第 3 地域における要配慮者対策	第 3 地域における要配慮者対策	
	第 4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	第 4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	
	第24節 孤立地区対策	第24節 孤立地区対策	
	第 1 基本的な考え方	第 1 基本的な考え方	
	第 2 通信手段の確保	第 2 通信手段の確保	
	第 3 物資供給、救助体制の確立	第 3 物資供給、救助体制の確立	
117	1～2 (略) <u>(新設)</u> <u> </u>	1～2 (略) 3 無人航空機等の輸送手段の確保 孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。	・県地域防災計画に併せた修正
	第 4 孤立に強い地区づくり	第 4 孤立に強い地区づくり	
	第 5 道路寸断への対応	第 5 道路寸断への対応	

頁	現 行	修 正	摘 要																																																																																
	第2章 風水害応急対策計画	第2章 風水害応急対策計画																																																																																	
	第1節 応急活動体制	第1節 応急活動体制																																																																																	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方																																																																																	
	第2 県の応急活動体制の確立	第2 県の応急活動体制の確立																																																																																	
	第3 町の応急活動体制の確立	第3 町の応急活動体制の確立																																																																																	
128	1 (略) 2 地震災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (1)～(4) (略) (5) 災害対策本部体制 ア 対策本部体制 (7)～(9) (略) (エ) 各災害対策部の所掌 各災害対策部の所掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td>総 務 課 長</td><td>総 務 課 職 員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健 康 福 祉 部</td><td>健康福祉課長</td><td>健康福祉課職員</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td>福祉事務所部</td><td>福祉事務所長</td><td>福祉事務所職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>(略)</td></tr><tr><td>教 育 部</td><td>教育魅力課長</td><td>教育魅力課職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td><u>(新設)</u></td><td><u></u></td><td><u></u></td></tr><tr><td>議 会 部</td><td>議会事務局長</td><td>議会磁極職員</td><td>(略)</td></tr></table> 現地災害対策本部組織及び事務分掌表 (略) (オ) (略) 3 (略)	部名	部長	部 員	分 掌 事 務	総 務 部	総 務 課 長	総 務 課 職 員	(略)	～	～	～	(略)	健 康 福 祉 部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)	部名	部長	部 員	分 掌 事 務	福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)	～	～	～	(略)	教 育 部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)		<u>(新設)</u>	<u></u>	<u></u>	議 会 部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)	1 (略) 2 地震災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (1)～(4) (略) (5) 災害対策本部体制 ア 対策本部体制 (7)～(9) (略) (エ) 各災害対策部の所掌 各災害対策部の所掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td>総 務 課 長</td><td>総 務 課 職 員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健 康 福 祉 部</td><td>健康福祉課長</td><td>健康福祉課職員</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td>福祉事務所部</td><td>福祉事務所長</td><td>福祉事務所職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>(略)</td></tr><tr><td>教 育 部</td><td>教育魅力課長</td><td>教育魅力課職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>文化スポーツ振興課長</td><td>文化スポーツ振興課職員</td><td>1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。</td></tr><tr><td>議 会 部</td><td>議会事務局長</td><td>議会磁極職員</td><td>(略)</td></tr></table> 現地災害対策本部組織及び事務分掌表 (略) (オ) (略) 3 (略)	部名	部長	部 員	分 掌 事 務	総 務 部	総 務 課 長	総 務 課 職 員	(略)	～	～	～	(略)	健 康 福 祉 部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)	部名	部長	部 員	分 掌 事 務	福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)	～	～	～	(略)	教 育 部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)		文化スポーツ振興課長	文化スポーツ振興課職員	1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。	議 会 部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)	・町組織改編に伴う修正
部名	部長	部 員	分 掌 事 務																																																																																
総 務 部	総 務 課 長	総 務 課 職 員	(略)																																																																																
～	～	～	(略)																																																																																
健 康 福 祉 部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)																																																																																
部名	部長	部 員	分 掌 事 務																																																																																
福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)																																																																																
～	～	～	(略)																																																																																
教 育 部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)																																																																																
	<u>(新設)</u>	<u></u>	<u></u>																																																																																
議 会 部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)																																																																																
部名	部長	部 員	分 掌 事 務																																																																																
総 務 部	総 務 課 長	総 務 課 職 員	(略)																																																																																
～	～	～	(略)																																																																																
健 康 福 祉 部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)																																																																																
部名	部長	部 員	分 掌 事 務																																																																																
福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)																																																																																
～	～	～	(略)																																																																																
教 育 部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)																																																																																
	文化スポーツ振興課長	文化スポーツ振興課職員	1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。																																																																																
議 会 部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)																																																																																
	第4 防災関係機関の応急活動体制の確立	第4 防災関係機関の応急活動体制の確立																																																																																	
	第2節 災害情報の収集・伝達	第2節 災害情報の収集・伝達																																																																																	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方																																																																																	
131	1 (略) 2 留意点 (1) (略) <u>(追加)</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> ② 災害情報の共有、管理体制 収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速的確に情報を伝達することにより、県、町及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。	1 (略) 2 留意点 (1) (略) (2) 収集した災害情報の伝達 収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、関係機関相互において情報の共有化に努める。各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。併せて、災害状況が甚大な場合、衛星通信、インターネット等を利用し、県は県外にも被災情報を発信する。 (3) 災害情報の共有、管理体制 収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速的確に情報を伝達することにより、町、県及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。	・県地域防災計画に併せた修正																																																																																

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
131	また、必要に応じ民間事業者（西日本電信電話株式会社等）への要請のほか、消防防災無線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確保し、災害情報を発信できるようにする。 県、町及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、<u>県</u>災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。	また、必要に応じ民間事業者（西日本電信電話株式会社等）への要請のほか、消防防災無線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確保し、災害情報を発信できるようにする。 町、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、県災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。	・県地域防災計画に併せた修正
132	なお、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。 （以下略）	なお、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。 （以下略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第2 情報管理体制の確立	第2 情報管理体制の確立	
	第3 気象予報及び警報等の収集・伝達	第3 気象予報及び警報等の収集・伝達	
133	（略） 1 （略） 2 気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達 (1)～(4) （略）	（略） 1 （略） 2 気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達 (1)～(4) （略）	

頁	現 行	修 正	摘 要																																
135	気象等特別警報及び警報伝達経路図（図2.2.2.4） （注1）○印は、通報の方法を示す。 <table><tr><td>専</td><td>……専用回線</td><td>ケ</td><td>……警察電話</td></tr><tr><td>庁</td><td>……庁舎内線</td><td>ム</td><td>……無線回線</td></tr><tr><td>加</td><td>……加入電話</td><td>防</td><td>……防災情報提供システム（インターネット）</td></tr><tr><td>F</td><td>……ファクシミリ</td><td>A</td><td>……アデス 総合防災情報システム</td></tr></table> 無印は、適宜の方法による。 J ……全国瞬時警報システム（J-ALERT） 気 ……気象庁本庁より配信 ※1〔勤務時間外の定義〕 勤務時間外とは次の時間帯をいうものとする。 ア、平日0時00分から8時30分までおよび17時00分から24時00分までの間 イ、土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日 ウ、年末、年始（12月29日～1月3日） 全日	専	……専用回線	ケ	……警察電話	庁	……庁舎内線	ム	……無線回線	加	……加入電話	防	……防災情報提供システム（インターネット）	F	……ファクシミリ	A	……アデス 総合防災情報システム	気象等特別警報及び警報伝達経路図（図2.2.2.4） （注1）○印は、通報の方法を示す。 <table><tr><td>専</td><td>……専用回線</td><td>ム</td><td>……無線回線</td></tr><tr><td>庁</td><td>……庁舎内線</td><td>J</td><td>……全国瞬時警報システム（J-ALERT）</td></tr><tr><td>加</td><td>……加入電話</td><td>防</td><td>……防災情報提供システム（インターネット）</td></tr><tr><td>F</td><td>……ファクシミリ</td><td>A</td><td>……アデス 総合防災情報システム</td></tr></table> 無印は、適宜の方法による。 気 ……気象庁本庁より配信 （注3） 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 太線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ※1〔勤務時間外の定義〕 勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。 ア、平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間 イ、土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日 ウ、年末、年始（12月29日～1月3日） 全日	専	……専用回線	ム	……無線回線	庁	……庁舎内線	J	……全国瞬時警報システム（J-ALERT）	加	……加入電話	防	……防災情報提供システム（インターネット）	F	……ファクシミリ	A	……アデス 総合防災情報システム	・県地域防災計画に併せた修正
専	……専用回線	ケ	……警察電話																																
庁	……庁舎内線	ム	……無線回線																																
加	……加入電話	防	……防災情報提供システム（インターネット）																																
F	……ファクシミリ	A	……アデス 総合防災情報システム																																
専	……専用回線	ム	……無線回線																																
庁	……庁舎内線	J	……全国瞬時警報システム（J-ALERT）																																
加	……加入電話	防	……防災情報提供システム（インターネット）																																
F	……ファクシミリ	A	……アデス 総合防災情報システム																																

頁	現 行	修 正	摘 要
136	気象等注意報伝達経路図（図2.2.2.5） 	気象等注意報伝達経路図（図2.2.2.6） 	・県地域防災計画に併せた修正
137	2 一斉指令システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図（図2.2.2.7） 伝達経路図（略） ア 気象官署 松江地方気象台は、担当予報区に対し気象業務法に基づく気象予報及び警報等を発表、切り替え若しくは解除したとき、又は気象等情報を発表したときは、予報及び警報等事項又は情報の周知のため、次の各関係機関に速やかに専用通信施設又は公衆通信施設等により伝達（気象業務法第15条、第15条の2）する。 通信途絶時には、島根県、NHK松江放送局へ防災行政無線等その他あらゆる手段により伝達する。 ○ 島根県（防災危機管理課、危機管理当直） ○ 島根県警察本部（警備第二課） ○ 海上保安官署（浜田海上保安部警備救難課） ○ 国土交通省（中国地方整備局出雲河川事務所防災情報課）	2 一斉指令システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図（図2.2.2.7） 伝達経路図（略） ア 気象官署 気象庁本庁又は松江地方気象台は、担当予報区に対し気象業務法に基づく気象予報及び警報等を発表、切り替え若しくは解除したとき、又は気象等情報を発表したときは、予報及び警報等事項又は情報の周知のため、次の各関係機関に速やかにアデス、防災情報提供システム等の専用通信施設又は公衆通信施設により伝達（気象業務法第15条、第15条の2）する。 通信途絶時には、島根県、NHK松江放送局へ防災行政無線等その他あらゆる手段により伝達する。 ○ 島根県（防災危機管理課、危機管理当直） ○ 島根県警察本部（警備__課） ○ 消防庁 ○ 海上保安官署（浜田海上保安部警備救難課） ○ 国土交通省（中国地方整備局出雲河川事務所防災情報課）	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
137	○ NHK松江放送局（コンテンツセンター） ○ 西日本又は東日本電信電話株式会社（特別警報及び警報のみ）（情報案内サービス担当） ○ 浜田漁業無線局 また、松江地方気象台に対して、知事から防災気象情報の解説について要請があった場合は、職員の派遣をする。。 イ 受信機関の措置 (ア) (略)	○ NHK松江放送局（コンテンツセンター） ○ 西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社（特別警報及び警報のみ）（情報案内サービス担当） ○ 漁業（指導）無線局 また、松江地方気象台に対して、知事から防災気象情報の解説について要請があった場合は、職員の派遣をする。 イ 受信機関の措置 (ア) (略)	
138	（注）１ 通知方法：県防災行政無線による一斉指令システム 0:00 24:00 全県 は、自動一斉放送の時間帯（大雨・大雪・洪水警報発令後は手動一斉放送） (イ)～(ク) (略) 3 (略)	 図 (略) (イ)～(ク) (略) 3 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
139	4 火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条、第56条） (1) 県は、<u>気象官署</u> から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは <u>県</u>総合防災情報システム、電話、<u>電報</u> 等により、速やかに町及び関係機関に通報する。 (2) (略) 5～6 (略)	4 火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条、第56条） (1) 県は、<u>松江地方気象台</u>から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは 一斉指令システム、<u>県</u>総合防災情報システム、電話、<u>ファックス</u>等により、速やかに町及び関係機関に通報する。 (2) (略) 5～6 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 被害情報等の収集・伝達	第4 被害情報等の収集・伝達	
141	1～2 (略) 3 被害情報の収集・把握 (1)～(2) (略) (3) ヘリコプター等による情報収集 県は、必要に応じ防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一斉放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、高所カメラ商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。 また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。 (4) 現地災害対策本部からの情報収集 (略) 4 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置 (1)～(2) (略) (3) 町長 ア <u>気象官署</u> (気象に関する異常現象の場合) イ～エ (略) (4) (略)	1～2 (略) 3 被害情報の収集・把握 (1)～(2) (略) (3) ヘリコプター等による情報収集 県は、必要に応じ防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一斉放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、<u>商用テレビ放送及びビデオカメラ</u>、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。 また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。<u>高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等を活用した情報収集についても体制整備を進める。</u> (4) 無人航空機による情報収集 県は、<u>地震・風水害等の大規模災害の発生時において、無人航空機を活用して迅速かつ円滑に被災状況を把握し、効率的かつ効果的な災害応急対策につなげるため、職員公募により創設した災害時ドローンチームにより、情報収集に努める。</u> (5) 現地災害対策本部からの情報収集 (略) 4 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置 (1)～(2) (略) (3) 町長 ア <u>松江地方気象台</u> (気象に関する異常現象の場合) イ～エ (略) (4) (略)	・県地域防災計画に併せた修正

頁	現 行	修 正	摘 要
142	(5) 連絡系統	(5) 連絡系統	・県地域防災計画に併せた修正
151	6 災害状況の通報及び被害状況報告 (1) (略) (2) 町及び県における通報及び報告 ア～ウ (略) エ 報告様式及び様式別報告系統 (略) 1～14 (略)	6 災害状況の通報及び被害状況報告 (1) (略) (2) 町及び県における通報及び報告 ア～ウ (略) エ 報告様式及び様式別報告系統 (略) 1～14 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
152	15 農業被害速報 様式第9号の4 16 農作物関係被害 様式第10号の1 17 果樹等樹体被害被害 様式第10号の2 18 農業非共同利用施設被害 様式第10号の3 19 畜産関係被害 様式第12号 20 農業共同利用施設被害 様式第13号 21～35 (略)	15 農業被害速報 様式第9号の4 16 農作物関係被害 様式第10号の1 17 果樹等樹体被害被害 様式第10号の2 18 農業非共同利用施設被害 様式第10号の3 19 畜産関係被害 様式第12号 20 農業共同利用施設被害 様式第13号 21～35 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
153	36 産業廃棄物処理場関係被害 様式第19号の3	36 産業廃棄物処理場関係被害 様式第19号の3	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表				
頁	現 行			
159	※2 松江市消防本部が被災等により連絡調整ができない場合は、代表消防機関代行（浜田市消防本部）その任に当たる _____ _____ _____ _____ _____	※2 代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部及び出雲市消防本部をいう。_____ ※3 指揮支援隊の所属する消防本部 広島市消防局・岡山市消防局・北九州市消防局・大阪市消防局・神戸市消防局 ※4 第一次出動都道府県 鳥取県・岡山県・広島県・山口県 ※5 第一次出動航空小隊 広島市・京都市・鳥取県・兵庫県・神戸市・岡山県・岡山市・広島県・山口県・愛媛県	・県地域防災計画に併せた修正	
	第5節 自得体の災害派遣体制	第5節 自得体の災害派遣体制		
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方		
	第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法	第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法		
	第3 自衛隊の災害派遣活動	第3 自衛隊の災害派遣活動		
	第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等	第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等		
	第6節 災害救助法の適用	第6節 災害救助法の適用		
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方		
	第2 災害救助法の実施機関	第2 災害救助法の実施機関		
	第3 災害救助法の適用基準	第3 災害救助法の適用基準		
	第4 被災世帯の算定基準	第4 被災世帯の算定基準		
	第5 災害救助法の適用手続き	第5 災害救助法の適用手続き		
	第6 災害救助の実施方法等	第6 災害救助の実施方法等		
	第7節 避難活動	第7節 避難活動		
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方		
	第2 要避難状況の早期把握・判断	第2 要避難状況の早期把握・判断		
	第3 避難指示等の実施	第3 避難指示等の実施		
	第4 警戒区域の設定	第4 警戒区域の設定		
	第5 避難指示等の伝達	第5 避難指示等の伝達		
	第6 避難の誘導等	第6 避難の誘導等		
	第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営		
186	1 （略） 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 （略） (1) 指定避難所の運営・管理方法 ア 指定避難所における良好な生活環境の確保 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、_____ _____食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、_____ _____必要な措置を講じるよう努める。 (イ)～(ウ) （略）	1 （略） 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 （略） (1) 指定避難所の運営・管理方法 ア 指定避難所における良好な生活環境の確保 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 (イ)～(ウ) （略）	・県地域防災計画に併せた修正	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
187	(エ) 段ボールベッド、パーティション等の活用状況の把握及び必要な対策 (カ) (略) (キ) (略) (ク) (略) (ケ) (略) (コ) (略) イ～ケ (略)	(エ) (略) (カ) (略) (キ) (略) (ク) (略) (ケ) (略) (コ) (略) イ～ケ (略)	・県地域防災計画に併せた修正
188	コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ (略) (2) 保健・衛生対策 町及び県は以下の点に留意する。 ア～ウ (略) エ 仮設トイレの確保 必要に応じ 配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。 オ～ケ (略) 3～4 (略)	コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ (略) (2) 保健・衛生対策 町及び県は以下の点に留意する。 ア～ウ (略) エ 仮設トイレやマンホールトイレの確保 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。 オ～ケ (略) 3～4 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
189	5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 県及び町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 	5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 県及び町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。 この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	・県地域防災計画に併せた修正
	第8 広域一時滞在	第8 広域一時滞在	
	第8節 消防活動	第8節 消防活動	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 町・消防本部等による消防活動	第2 町・消防本部等による消防活動	
	第3 他の消防本部に対する応援要請	第3 他の消防本部に対する応援要請	
	第9節 救急・救助活動	第9節 救急・救助活動	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 救急・救助活動	第2 救急・救助活動	
193	1 町、関係機関等による救急救助活動 (1)～(2) (略)	1 町、関係機関等による救急救助活動 (1)～(2) (略)	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表																							
頁	現 行	修 正	摘 要																				
194	(新規)	(3) 要救助者の位置情報の活用 県及び市町村の災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。	・県地域防災計画に併せた修正																				
	第3 救急・救助用装備・資器材の調達	第3 救急・救助用装備・資器材の調達																					
	第10節 医療救護	第10節 医療救護																					
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方																					
	第2 医療救護活動	第2 医療救護活動																					
	第3 助産救護活動	第3 助産救護活動																					
	第4 医薬品・医療用資器材等の調達	第4 医薬品・医療用資器材等の調達																					
	第5 傷病者等の搬送	第5 傷病者等の搬送																					
	第6 特別に配慮を必要とする患者への対応	第6 特別に配慮を必要とする患者への対応																					
	第11節 警備活動	第11節 警備活動																					
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方																					
	第2 災害警備体制の確立	第2 災害警備体制の確立																					
	第3 災害警備措置	第3 災害警備措置																					
	第12節 交通確保、規制	第12節 交通確保、規制																					
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方																					
	第2 交通規制の実施	第2 交通規制の実施																					
205	1 交通規制の実施方法 交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>実 施 者</th><th>実 施 の 方 法</th></tr><tr><td>道路管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">警 察 機 関</td><td>(1) ～ (2) (略)</td></tr><tr><td>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア～イ (略)</td></tr><tr><td>(4) (略)</td></tr><tr><td>自衛官又は消防吏員</td><td>(略)</td></tr></table>	実 施 者	実 施 の 方 法	道路管理者	(略)	警 察 機 関	(1) ～ (2) (略)	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア～イ (略)	(4) (略)	自衛官又は消防吏員	(略)	1 交通規制の実施方法 交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>実 施 者</th><th>実 施 の 方 法</th></tr><tr><td>道路管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">警 察 機 関</td><td>(1)～ (2) (略)</td></tr><tr><td>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、災害応急対策を炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア～イ (略)</td></tr><tr><td>(4) (略)</td></tr><tr><td>自衛官又は消防吏員</td><td>(略)</td></tr></table>	実 施 者	実 施 の 方 法	道路管理者	(略)	警 察 機 関	(1)～ (2) (略)	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、災害応急対策を炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア～イ (略)	(4) (略)	自衛官又は消防吏員	(略)	・県警本部交通規制課の助言により修正
実 施 者	実 施 の 方 法																						
道路管理者	(略)																						
警 察 機 関	(1) ～ (2) (略)																						
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア～イ (略)																						
	(4) (略)																						
自衛官又は消防吏員	(略)																						
実 施 者	実 施 の 方 法																						
道路管理者	(略)																						
警 察 機 関	(1)～ (2) (略)																						
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、災害応急対策を炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路炉路行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア～イ (略)																						
	(4) (略)																						
自衛官又は消防吏員	(略)																						
207	2～7 (略) 路上放置車両等に対する措置 (1)～ (3) (略) 様式1 規制の標示（災害対策基本法施行規則様式第2）	2～7 (略) 8 路上放置車両等に対する措置 (1)～ (3) (略) 様式1 規制の標識（災害対策基本法施行規則様式第2）	・項目の整理																				

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 緊急通行車両の確認等	第3 緊急通行車両の確認等	
208	災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行う。 1 緊急通行車両の確認の申出及び規制除外車両の事前申出 (1) 緊急通行車両確認証明書の申請 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用____とする者は、県____（____防災危機管理課）、又は公安委員会（____警察署____）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。 (2) _____（略） (3) 緊急通行車両確認証明書の交付 申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、_____ ____緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。） 2 規制除外車両の事前の届出 (1)～(2) _____（略） (3) 規制除外車両確認証明書の交付 申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、_____ ____規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式5（第3関係）参照。） (4) _____（略）	災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行う。 1 緊急通行車両の確認 申出____ (1) 緊急通行車両確認証明書の申請 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。 (2) _____（略） (3) 緊急通行車両確認証明書の交付 申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。） 2 規制除外車両の事前の届出 (1)～(2) _____（略） (3) 規制除外車両確認証明書の交付 申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式5（第3関係）参照。） (4) _____（略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置	第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置	
	第5 道路啓開	第5 道路啓開	
212	1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定 (1) _____（略） <u>(新規)</u> ____必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、____ ____被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、____ ____被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、<u>交通の確保</u> ____に関して<u>県、町</u>等が行う活動に対する支援を実施する。 _____ _____ _____ _____ <u>(2)</u> 優先順位の決定 各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。	1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定 (1) _____（略） <u>(2) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）との連携</u> 中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保</u>、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、<u>施設・設備の応急復旧活動</u>に関して町、県等が行う活動に対する支援を実施する。 救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。 <u>(3)</u> 優先順位の決定 各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。	・県地域防災計画に併せた修正
	第13節 緊急輸送	第13節 緊急輸送	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 緊急輸送の実施	第2 緊急輸送の実施	
	第3 緊急輸送手段等の確保	第3 緊急輸送手段等の確保	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表																																			
頁	現 行	修 正	摘 要																																
	第４ 緊急輸送道路及び輸送拠点の確保	第４ 緊急輸送道路及び輸送拠点の確保																																	
216	1 （略） 2 輸送拠点等の確保 重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。	1 （略） 2 輸送拠点等の確保 重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。	・県道路維持課の助言により修正																																
	<table><tr><th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</td><td>・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎〔第1次〕、各地区公民館〔第2次〕 ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕</td></tr><tr><td>空港</td><td>・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、米子空港、隠岐空港）〔第1次〕</td></tr><tr><td>ヘリポート 場外離着陸場</td><td>・県立中央病院ヘリポート〔第2次〕 ・場外離着陸場〔第3次〕</td></tr></table>	拠点の種類		内 容	県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地	・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎〔第 1 次〕、各地区公民館 〔第2次〕 ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕	空港	・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、 米子空港 、隠岐空港）〔第1次〕	ヘリポート 場外離着陸場	・県立中央病院ヘリポート〔第2次〕 ・場外離着陸場〔第3次〕	<table><tr><th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</td><td>・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎〔第2次〕、各地区公民館＊ ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕</td></tr><tr><td>空港</td><td>・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、米子空港、隠岐空港）〔第1次〕</td></tr><tr><td>ヘリポート 場外離着陸場</td><td> ・場外離着陸場〔第3次〕</td></tr></table>	拠点の種類	内 容	県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地	・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎〔第 2 次〕、各地区公民館 ＊ ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕	空港	・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、 米子空港 、隠岐空港）〔第1次〕	ヘリポート 場外離着陸場	 ・場外離着陸場〔第3次〕																
	拠点の種類	内 容																																	
	県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地	・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎〔第 1 次〕、各地区公民館 〔第2次〕 ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕																																	
	空港	・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、 米子空港 、隠岐空港）〔第1次〕																																	
ヘリポート 場外離着陸場	・県立中央病院ヘリポート〔第2次〕 ・場外離着陸場〔第3次〕																																		
拠点の種類	内 容																																		
県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地	・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎〔第 2 次〕、各地区公民館 ＊ ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕																																		
空港	・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、 米子空港 、隠岐空港）〔第1次〕																																		
ヘリポート 場外離着陸場	 ・場外離着陸場〔第3次〕																																		
217	<table><tr><th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>港湾、漁港</td><td>（略）</td></tr><tr><td>鉄道駅前広場</td><td>・駅前広場（ＪＲ出雲八代駅__、出雲三成駅__、亀嵩駅__、出雲横田駅__、八川駅__、出雲坂根駅__、三井野原駅__）〔第3次〕</td></tr><tr><td>広域防災拠点 （備蓄基地）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>町物資集積予定地</td><td>・町物資集積予定地__〔第2次〕</td></tr><tr><td>道路空間を利用した 防災拠点</td><td>（略）</td></tr><tr><td>災害医療拠点</td><td>・基幹災害拠点病院（略） ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第2次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕</td></tr><tr><td>災害応急対策・復旧拠点</td><td>（略）</td></tr></table>	拠点の種類	内 容	港湾、漁港	（略）	鉄道駅前広場	・駅前広場（ＪＲ出雲八代駅 __ 、出雲三成駅 __ 、亀嵩駅 __ 、出雲横田駅 __ 、八川駅 __ 、出雲坂根駅 __ 、三井野原駅 __ ） 〔第3次〕	広域防災拠点 （備蓄基地）	（略）	町物資集積予定地	・町物資集積予定地 __〔第2次〕	道路空間を利用した 防災拠点	（略）	災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（略） ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第 2 次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕	災害応急対策・復旧拠点	（略）	<table><tr><th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>港湾、漁港</td><td>（略）</td></tr><tr><td>鉄道駅前広場</td><td>・駅前広場（ＪＲ出雲八代駅＊、出雲三成駅＊、亀嵩駅＊、出雲横田駅＊、八川駅＊、出雲坂根駅＊、三井野原駅＊） _____</td></tr><tr><td>広域防災拠点 （備蓄基地）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>町物資集積予定地</td><td>・町物資集積予定地＊_____</td></tr><tr><td>道路空間を利用した 防災拠点</td><td>（略）</td></tr><tr><td>災害医療拠点</td><td>・基幹災害拠点病院（略） ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第1次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕</td></tr><tr><td>災害応急対策・復旧拠点</td><td>（略）</td></tr></table>	拠点の種類	内 容	港湾、漁港	（略）	鉄道駅前広場	・駅前広場（ＪＲ出雲八代駅 ＊ 、出雲三成駅 ＊ 、亀嵩駅 ＊ 、出雲横田駅 ＊ 、八川駅 ＊ 、出雲坂根駅 ＊ 、三井野原駅 ＊ ） _____	広域防災拠点 （備蓄基地）	（略）	町物資集積予定地	・町物資集積予定地 ＊ _____	道路空間を利用した 防災拠点	（略）	災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（略） ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第 1 次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕	災害応急対策・復旧拠点	（略）	・県地域防災計画に併せた修正
	拠点の種類	内 容																																	
	港湾、漁港	（略）																																	
	鉄道駅前広場	・駅前広場（ＪＲ出雲八代駅 __ 、出雲三成駅 __ 、亀嵩駅 __ 、出雲横田駅 __ 、八川駅 __ 、出雲坂根駅 __ 、三井野原駅 __ ） 〔第3次〕																																	
	広域防災拠点 （備蓄基地）	（略）																																	
	町物資集積予定地	・町物資集積予定地 __〔第2次〕																																	
	道路空間を利用した 防災拠点	（略）																																	
	災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（略） ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第 2 次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕																																	
	災害応急対策・復旧拠点	（略）																																	
	拠点の種類	内 容																																	
港湾、漁港	（略）																																		
鉄道駅前広場	・駅前広場（ＪＲ出雲八代駅 ＊ 、出雲三成駅 ＊ 、亀嵩駅 ＊ 、出雲横田駅 ＊ 、八川駅 ＊ 、出雲坂根駅 ＊ 、三井野原駅 ＊ ） _____																																		
広域防災拠点 （備蓄基地）	（略）																																		
町物資集積予定地	・町物資集積予定地 ＊ _____																																		
道路空間を利用した 防災拠点	（略）																																		
災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（略） ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第 1 次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕																																		
災害応急対策・復旧拠点	（略）																																		
※ 〔第1次〕～〔第3次〕 「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次～第3次防災拠点 第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点																																			
※ 斜体 の施設は県外の防災拠点																																			
※ （＊）印については、町独自で位置づけた施設																																			

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
217	<u>(新規)</u> _____ _____ _____ _____ 🔄 関係機関及び住民等への周知 （ 略 ）	3 輸送拠点の開設 県は、広域防災拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、各指定避難所までの輸送体制を確保する。 また、広域防災拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するについてよう努める。 4 関係機関及び住民等への周知 （ 略 ）	・県地域防災計画に併せた修正
	第14節 水防	第14節 水防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 水防体制の確立	第2 水防体制の確立	
	第3 河川出水・浸水被害の拡大防止	第3 河川出水・浸水被害の拡大防止	
	第15節 土砂災害対策	第15節 土砂災害対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 土砂災害防止体制の確立	第2 土砂災害防止体制の確立	
219	第3 危険 箇所 周辺の警戒監視・通報	第3 危険 区域 周辺の警戒監視・通報	
219	1 （ 略 ） 2 土砂災害発生後 町及び県（土木部、農林水産部）は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における _____ 地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。 また、県（土木部、農林水産部）は、所管施設の被害の把握に努める。 なお、二次災害の発生に対処するため、町及び県 _____ は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。	1 （ 略 ） 2 土砂災害発生後 町及び県（土木部、農林水産部）は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり） _____ 及び地すべり危険地 _____ における土石流、斜面崩壊、地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。 また、県（土木部、農林水産部）は、所管施設の被害の把握に努める。 なお、二次災害の発生に対処するため、町、県及び関係機関は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 土砂災害等による被害の拡大防止	第4 土砂災害等による被害の拡大防止	
220	1 （ 略 ） 2 警戒避難体制の確立 (1)～(4) （ 略 ） (注) * 1 （ 略 ） * 2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所 _____ を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。 * 3 （ 略 ）	1 （ 略 ） 2 警戒避難体制の確立 (1)～(4) （ 略 ） (注) * 1 （ 略 ） * 2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、土砂災害警戒区域等を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。 * 3 （ 略 ）	・県地域防災計画に併せた修正
	第16節 ライフライン施設等の応急復旧	第16節 ライフライン施設等の応急復旧	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
	第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）	第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表													
頁	現 行					修 正				摘 要			
	第5 災害広報等の実施					第5 災害広報等の実施							
228	1～2（略） 問い合わせ先一覧表					1～2（略） 問い合わせ先一覧表				組織変更に伴う修正			
	種 別		機 関		連 絡 先		種 別		機 関		連 絡 先		
	電 気		中国電力 株 —島根支店		0852-22-5673—		電 気		中国電力ネットワーク 株 出雲ネットワークセンター		0120-311-957		
			中国電力 株 —出雲営業所		0120-311-950								
	ガ ス	(L Pガス)	(略)		(略)		ガ ス	(L Pガス)	(略)		(略)		
	水 道		(略)		(略)		水 道		(略)		(略)		
	下水道		(略)		(略)		下水道		(略)		(略)		
	電話（NTT）		(略)		(略)		電話（NTT）		(略)		(略)		
(略)			(略)		(略)				(略)				
	第17節 要配慮者の安全確保					第17節 要配慮者の安全確保							
	第1 基本的な考え方					第1 基本的な考え方							
	第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策					第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策							
	第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動					第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動							
	第4 児童・ひとり親家庭に係る対策					第4 児童・ひとり親家庭に係る対策							
	第5 観光客及び外国人に係る対策					第5 観光客及び外国人に係る対策							
	第6 社会福祉施設等に係る対策					第6 社会福祉施設等に係る対策							
	第18節 孤立地区対策					第18節 孤立地区対策							
	第1 基本的な考え方					第1 基本的な考え方							
	第2 孤立実態の把握					第2 孤立実態の把握							
	第3 物資供給、救助の実施					第3 物資供給、救助の実施							
	第4 道路の応急対策					第4 道路の応急対策							
	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給					第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給							
	第1 基本的な考え方					第1 基本的な考え方							
234	<u>(新設)</u> 大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、 県、町 、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。 そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、町は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。					1 趣旨 大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、 町、県 、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。 そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、町は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。				・県地域防災計画に併せた修正			
	<u>(新設)</u> _____					2 留意点 (1) 発生時の人口分布と対策 物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい 業務地等 については、個々の企業における備蓄などの対策の推進を促すことによって対応を図る。							

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
247	備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。	備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。_____	・県特別支援教育課の助言により修正
	第3 応急対策の実施	第3 応急対策の実施	
	第4 応急教育の実施	第4 応急教育の実施	
	第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	
	第6 文化財の保護	第6 文化財の保護	
250	1 (略) 2 文化財の応急措置 国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形民俗文化財に指定された建造物、及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。 また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、溪谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。 これらの文化財が被災した場合には、町は被害状況の確認等を行う。これを踏まえ、災害の拡大防止を図るために、県教育庁文化財課とともに、以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。 (1)～(3) (略)	1 (略) 2 文化財の応急措置 国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形____文化財に指定された建造物、及び重要文化的景観に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。 また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、溪谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。 これらの文化財が被災した場合には、町は被害状況の確認等を行う。これを踏まえ、災害の拡大防止を図るために、県教育庁文化財課とともに、以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。 (1)～(3) (略)	・県教育庁文化財課の助言により修正
	第2節 廃棄物等の処理	第2節 廃棄物等の処理	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
251	1 趣旨 風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。	_____ 風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。	・項目整理
	第2 廃棄物処理	第2 廃棄物処理	
251	1 災害廃棄物の発生量 (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。 (2) (略) (3) 発生量を把握するため、町は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「4 t 車輦には、廃木材6 m³、土砂類3 m³、10 t 車輦にはコンクリート殻類5 m³、土砂類7 m³の積載とする。」）	1 災害廃棄物の発生量 (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、水分を含んで重量がある畳や家具____、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。 (2) (略) (3) 発生量を把握するため、町は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する_____。（積載量については、例えば「4 t 車輦には、廃木材6 m³、土砂類3 m³、10 t 車輦にはコンクリート殻類5 m³、土砂類7 m³の積載とする。」）	・県地域防災計画に併せた修正
251	2 応援体制の確保 町等は、災害地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。 3 処理対策 (1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物 町等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。	2 応援体制の確保 町等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。 3 処理対策 (1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物 町等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した____収集運搬体制の確立を図る。	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
251	(2) 災害廃棄物の仮置き ア 風水害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、＝時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。 イ （略） ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（<u>土砂</u>等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。 エ （略） (3) （略）	(2) 災害廃棄物の仮置き ア 風水害により発生する廃棄物は、水分を含んで重量がある畳や家具、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、廃棄物処理施設への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。 イ （略） ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（生ごみ等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。 エ （略） (3) （略）	・県地域防災計画に併せた修正
252	(4) 災害廃棄物の処分 ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。 また、<u>分別</u> ← <u>再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする</u> <u>（新設）</u>。 ← <u>最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。</u>	(4) 災害廃棄物の処分 ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。 また、適切な分別の実施により可能な限り再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする とともに復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。 イ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。 ウ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 し尿処理	第3 し尿処理	
252	1～2 （略） 3 処理対策 (1) 倒壊家屋等 町は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、<u>その処理体制の確立を図る。</u> (2)～(3) （略）	1～2 （略） 3 処理対策 (1) 倒壊家屋等 町は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、第一にその処理体制の確立を図る。 (2)～(3) （略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 応援協力体制の確保	第4 応援協力体制の確保	
252	(1) 町は、被災状況を勘案し、自己のみではその<u>地区</u>内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。 (2) （略）	(1) 町は、被災状況を勘案し、自己のみではその区域内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。 (2) （略）	・県地域防災計画に併せた修正
253	第5 廃棄物処理 <u>機能</u> の復旧	第5 廃棄物処理 施設 機能の復旧	文言修正
253	(1) （略） (2) 町は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、<u>県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。</u>	(1) （略） (2) 町は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。	・県地域防災計画に併せた修正
253	第6 産業 <u>廃棄物の処理</u>	第6 事業者による 廃棄物の処理	文言修正
253	事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。 なお、排出事業者は、町等が設置している最終処分場で併せて処理する場合は、町等と十分協議をする。	事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。 なお、排出事業者は、町等が設置している廃棄物処理施設で併せて処理する場合は、町等と十分協議をする。	・県地域防災計画に併せた修正
	第3節 防疫・保健衛生、環境衛生対策	第3節 防疫・保健衛生、環境衛生対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 防疫活動	第2 防疫活動	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 保健活動	第3 保健活動	
	第4 精神保健活動	第4 精神保健活動	
	第5 食品衛生指導	第5 食品衛生指導	
	第6 動物愛護管理対策	第6 動物愛護管理対策	
	第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 遺体の搜索	第2 遺体の搜索	
255	第3 遺体の収容等	第3 遺体の収容等	
	第4 遺体の検視等	第4 遺体の検視等	
	第5 遺体の埋・火葬	第5 遺体の埋・火葬	
	第25節 住宅確保及び応急対策	第25節 住宅確保及び応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 応急住宅の提供	第2 応急住宅の提供	
259	第3 被災住宅の応急復旧	第3 被災住宅の応急復旧	
	第4 住宅関係障害物除去	第4 住宅関係障害物除去	
	第5 災害復旧用材の確保	第5 災害復旧用材の確保	
	第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ	第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ	
	第26節 農林漁業関係被害の拡大防止	第26節 農林漁業関係被害の拡大防止	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 農産物、家畜対策	第2 農産物、家畜対策	
263	1 農産物対策 災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講ずる。 (1) 被害状況の把握 町は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、支庁農林局、農林水産振興センターを通じ県農林水産部に報告する。 (2)～(5) (略) 2 (略)	1 農産物対策 災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講ずる。 (1) 被害状況の把握 町は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、支庁農林水産局、農林水産振興センターを通じ県農林水産部に報告する。 (2)～(5) (略) 2 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 林産物対策	第3 林産物対策	

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3章 風水害復旧・復興計画	第3章 風水害復旧・復興計画	
	第1節 災害復旧事業の実施	第1節 災害復旧事業の実施	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
267	(新設) (略) (新設) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	1 趣旨 (略) 2 留意点 (1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。 (2) 災害復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があり、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておける事や対応できる事については、復興事前対策として実施しておく事が望ましい。 (3) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。	・県地域防災計画に併せた修正
	第2 災害復旧事業計画の作成	第2 災害復旧事業計画の作成	
267	1 事業計画の作成方針の検討 (1) (略) (2) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。 2 支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用_____する。	1 事業計画の作成方針の検討 _____ (略) _____ 2 支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 災害復旧事業の実施	第3 災害復旧事業の実施	
268	1 公共施設の復旧等 (1) (略) (2) 実施計画 ア～ウ (略) (新設) _____ エ～キ (略) 2 災害復旧事業計画 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア～カ (略) _____ キ～タ (略) (2) (略) (3) 都市災害復旧事業計画	1 公共施設の復旧等 (1) (略) (2) 実施計画 ア～ウ (略) エ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。 オ～ク (略) 2 災害復旧事業計画 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア～カ (略) キ 水道 ク～ケ (略) (2) (略) _____	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表																								
頁	現 行			修 正																				
269	(4) 上、下水道災害復旧事業計画 (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (6)～(10) （略） 3 （略）			(3) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (4)～(8) （略） 3 （略）																				
	第4 復興計画の作成			第4 復興計画の作成																				
	第5 被災市町村への支援			第5 被災市町村への支援																				
	第2節 生活再建等支援対策の実施			第2節 生活再建等支援対策の実施																				
	第1 基本的な考え方			第1 基本的な考え方																				
	第2 被災者の生活相談			第2 被災者の生活相談																				
	第3 被災者の被災状況の把握			第3 被災者の被災状況の把握																				
	第4 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）			第4 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）																				
	第5 義援金、義援品の受付、配分			第5 義援金、義援品の受付、配分																				
	第6 生活資金及び事業資金の融資			第6 生活資金及び事業資金の融資																				
273	1 （略） 2 被災中小企業への融資 （略） (1)～(2) （略） (3) 設備資金借主及び 設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、 あるいは、償還期間の延長を行うよう（公財）しまね産業振興財団に指示する。 (4)～(5) （略）			1 （略） 2 被災中小企業への融資 （略） (1)～(2) （略） (3) <u> </u> 設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、 あるいは、償還期間の延長を行うよう（公財）しまね産業振興財団に指示する。 (4)～(5) （略）																				
274	3 被災農林水産業関係者への融資等 （略） (1)～(4) （略） (5) 農業災害補償法 等に基づく農業共済組合の 災害補償 業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。 (6) 漁業損害等保障法に基づく漁業保険組合の 災害補償 業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に保険金の支払いができるよう措置する。			3 被災農林水産業関係者への融資等 （略） (1)～(4) （略） (5) 農業災害補償法 <u>農業保険法</u> 等に基づく農業共済組合の 災害補償 <u>農業保険</u> 業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。 (6) 漁業損害等保障法に基づく漁業保険組合の 災害補償 <u>農業保険</u> 業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に保険金の支払いができるよう措置する。																				
	第7 郵便・電話等の支援措置			第7 郵便・電話等の支援措置																				
	第8 税等の徴収猶予及び減免			第8 税等の徴収猶予及び減免																				
	第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給			第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給																				
	第10 被災者生活再建支援法に基づく支援			第10 被災者生活再建支援法に基づく支援																				
	第3節 激甚災害の指定			第3節 激甚災害の指定																				
	第1 基本的な考え方			第1 基本的な考え方																				
	第2 激甚災害指定手続			第2 激甚災害指定手続																				
	第3 激甚災害指定基準			第3 激甚災害指定基準																				
281	（略） <table><tr><td>適用条項</td><td>適用措置</td><td>指 定 基 準</td></tr><tr><td>第2章</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第5条</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>			適用条項	適用措置	指 定 基 準	第2章	（略）	（略）	第5条	（略）	（略）	（略） <table><tr><td>適用条項</td><td>適用措置</td><td>指 定 基 準</td></tr><tr><td>第2条</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第5条</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>			適用条項	適用措置	指 定 基 準	第2条	（略）	（略）	第5条	（略）	（略）
適用条項	適用措置	指 定 基 準																						
第2章	（略）	（略）																						
第5条	（略）	（略）																						
適用条項	適用措置	指 定 基 準																						
第2条	（略）	（略）																						
第5条	（略）	（略）																						

頁	現 行				修 正				摘 要
282	第6条	(略)	(略)		第6条	(略)	(略)		・県地域防災計画に併せた修正
	第8条	(略)	(略)		第8条	(略)	(略)		
	第11条の2	(略)	(略)		第11条の2	(略)	(略)		
	第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円・・・ の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。		第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円・・・ の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。		
	第13条	中小規模企業者等設備導入資金助成法による甲子家金の償還期間等の特例			――	―― ―― ―― ――			
283	適用条項	適用措置	指 定 基 準		適用条項	適用措置	指 定 基 準		
	第16～24条	(略)	(略)		第16～24条	(略)	(略)		
	第7～25条	(略)	(略)		第7～25条	(略)	(略)		
	第4 局地激甚災害指定基準				第4 局地激甚災害指定基準				
	第5 特別財政援助等の申請手続等				第5 特別財政援助等の申請手続等				
	第6 激甚法に定める事業及び関係部局				第6 激甚法に定める事業及び関係部局				

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第3編 事故災害等対策計画	第3編 事故災害等対策計画	
	第1章 流出油等事故対策計画	第1章 流出油等事故対策計画	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 油等防除実施体制の充実・強化	第2 油等防除実施体制の充実・強化	
	第3 被害回復対策等の充実・強化	第3 被害回復対策等の充実・強化	
	第4 防災訓練及び防災知識の普及・啓発	第4 防災訓練及び防災知識の普及・啓発	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害応急活動体制の確立	第2 災害応急活動体制の確立	
	第3 災害情報の収集・伝達	第3 災害情報の収集・伝達	
	第4 流出油等に対する応急対策	第4 流出油等に対する応急対策	
	第3節 災害復旧	第3節 災害復旧	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害復旧対策	第2 災害復旧対策	
	第2章 航空災害対策計画	第2章 航空災害対策計画	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・連絡体制の整備	第2 災害情報の収集・連絡体制の整備	
298	1 基本的事項 航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報を伝達する必要がある。よって、県、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するために、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備する。	1 基本的事項 航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報を伝達する必要がある。よって、町、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するために、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 災害応急活動体制の整備	第3 災害応急活動体制の整備	
	第4 資機材の整備	第4 資機材の整備	
	第5 防災訓練	第5 防災訓練	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
	第4 救助・救急、医療救護、搜索及び消火活動	第4 救助・救急、医療救護、搜索及び消火活動	
	第5 交通の確保	第5 交通の確保	
	第6 災害広報等	第6 災害広報等	
	第3章 道路災害対策計画	第3章 道路災害対策計画	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 道路の安全確保	第2 道路の安全確保	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 災害応急・復旧体制の整備	第3 災害応急・復旧体制の整備	
	第4 防災知識の普及・啓発	第4 防災知識の普及・啓発	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
	第4 救助・救急、医療救護及び消火活動	第4 救助・救急、医療救護及び消火活動	
	第5 交通の確保・緊急輸送活動	第5 交通の確保・緊急輸送活動	
	第6 危険物等流出に対する応急対策	第6 危険物等流出に対する応急対策	
	第7 災害広報等	第7 災害広報等	
	第3節 災害復旧	第3節 災害復旧	
	第1 復旧事業	第1 復旧事業	
	第2 緊急点検	第2 緊急点検	
	第4章 危険物等災害対策計画	第4章 危険物等災害対策計画	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 危険物等関係施設の安全性の確保	第2 危険物等関係施設の安全性の確保	
	第3 災害情報の収集・伝達体制の整備	第3 災害情報の収集・伝達体制の整備	
315	1 基本的事項 危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。 このため、県、町、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 2 情報通信設備の整備 (1) 情報収集伝達機器の整備等 県（防災部、健康福祉部）及び町は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。	1 基本的事項 危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。 このため、町、県、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。 2 情報通信設備の整備 (1) 情報収集伝達機器の整備等 町及び県（防災部、健康福祉部）は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。	・県地域防災計画に併せた修正
316	なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等 _____ に _____ 留意するため、 _____ _____ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。 (2) (略) 3 (略)	_____ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し _____、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。 (2) (略) 3 (略)	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第4 災害応急活動体制の整備	第4 災害応急活動体制の整備	
316	1 (略) 2 防災組織の整備 (新設) 危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部設営要領等を整備する。	1 (略) 2 防災組織の整備 (1) 防災組織の整備 危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部設営要領等を整備する。 (2) 応急活動マニュアル等の整備 関係課及び各危険物等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。	・県地域防災計画に併せた修正
	第5 防災資機材の整備	第5 防災資機材の整備	
	第6 防災知識の普及・啓発	第6 防災知識の普及・啓発	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
	第4 危険物等の漏洩・拡大防止活動	第4 危険物等の漏洩・拡大防止活動	
	第5 救助・救急、医療救護及び消火活動	第5 救助・救急、医療救護及び消火活動	
	第6 災害広報等	第6 災害広報等	
	第3節 災害復旧	第3節 災害復旧	
	第1 復旧事業	第1 復旧事業	
	第2 緊急点検	第2 緊急点検	
	第5章 大規模火事災害対策	第5章 大規模火事災害対策	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 大規模な火事災害に強いまちづくり	第2 大規模な火事災害に強いまちづくり	
	第3 災害応急・復旧体制の整備	第3 災害応急・復旧体制の整備	
	第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
	第4 救助・救急及び医療救護活動	第4 救助・救急及び医療救護活動	
	第5 消火活動	第5 消火活動	
	第6 交通の確保・緊急輸送活動	第6 交通の確保・緊急輸送活動	
	第7 避難誘導	第7 避難誘導	
	第8 災害広報等	第8 災害広報等	
	第3節 災害復旧・復興	第3節 災害復旧・復興	

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第6章 林野火災対策計画	第6章 林野火災対策計画	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 林野火災に強い地域づくり	第2 林野火災に強い地域づくり	
	第3 災害応急・復旧体制の整備	第3 災害応急・復旧体制の整備	
	第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
	第4 救助・救急及び医療救護活動	第4 救助・救急及び医療救護活動	
	第5 消火活動	第5 消火活動	
	第6 交通の確保・緊急輸送活動	第6 交通の確保・緊急輸送活動	
	第7 避難誘導	第7 避難誘導	
	第8 災害広報等	第8 災害広報等	
	第9 二次災害の防止活動等	第9 二次災害の防止活動等	
	第3節 災害復旧	第3節 災害復旧	
	第7章 鉄道災害対策計画	第7章 鉄道災害対策計画	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 鉄道交通の安全確保	第2 鉄道交通の安全確保	
	第3 災害応急・復旧体制の整備	第3 災害応急・復旧体制の整備	
	第4 防災訓練の実施	第4 防災訓練の実施	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
	第4 救助・救急、医療救護及び消火活動	第4 救助・救急、医療救護及び消火活動	
	第5 交通の確保、緊急輸送活動	第5 交通の確保、緊急輸送活動	
	第6 災害広報等	第6 災害広報等	
	第3節 災害復旧	第3節 災害復旧	
	第8章 雪害対策計画	第8章 雪害対策計画	
	第1節 災害予防	第1節 災害予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 雪害に強いまちづくり	第2 雪害に強いまちづくり	
	第3 災害応急・復旧体制の整備	第3 災害応急・復旧体制の整備	
	第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	

頁	現 行	修 正	摘 要
361	ア 下水道施設の整備・保守・点検 イ 協定等に基づく相互応援体制の整備 ウ 災害時用の資機材の整備 (3) 防災教育・訓練の充実 災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。 5 電気通信施設の安全性の確保 【西日本電信電話株式会社 島根支店_____】 _____ _____ _____ _____ (1)～ (3) (略)	_____ _____ _____ _____ 5 電気通信施設の安全性の確保 【西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 (1)～ (3) (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備	第3 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備	
364	1 基本的事項 災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多量かつ多量の災害情報が発生する。 このため、町、県、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 _____ _____ 2 情報通信設備の整備 (1) 情報収集伝達機器の整備等 県（防災部防災危機管理課）及び町は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について整備場所・設備等の検討、整備計画の策定を通じて整備し、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。 _____ _____ _____ _____ _____ (2) (略) 3 (略)	1 基本的事項 災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多量かつ多量の災害情報が発生する。 このため、町、県、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。 2 情報通信設備の整備 (1) 情報収集伝達機器の整備等 町及び県（防災部防災危機管理課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について整備場所・設備等の検討、整備計画の策定を通じて整備し、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。 (2) (略) 3 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 災害発生時の応急体制の整備	第4 災害発生時の応急体制の整備	
365	1 基本的事項 ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。	第2編 第1章 第4節 第4 6」に記載のとおり。 _____ _____ _____	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害情報の収集・伝達	第2 災害情報の収集・伝達	
365	ライフライン・施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。 そこで、関係機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。	第2編 第2章 第16節 第2」に記載のとおり。	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 災害応急活動体制の確立	第3 災害応急活動体制の確立	
365	ライフライン・施設災害が発生した場合、町、県、ライフライン・施設管理者等は、相互連携のうえ、協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。	第2編 第2章 第16節 第3」に記載のとおり。	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）	第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）	
365	1 電気施設応急措置 災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 【県企業局】 災害による県営発電施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。 (1) 応急復旧 ア 応急工事の基本方針 県管理の電気施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。 イ 必要職員の召集 職員への出動要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。 ウ 災害時における通報連絡 関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。 エ 被害状況の早期把握 被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもつて行い、被害状況の早期把握に努める。 オ 被災時の措置 施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずる。 復旧に当たっては、中国電力等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。 (2) 拡大防止対策 県営発電施設が被災した場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。 【中国電力・中国電力ネットワーク】 被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。 (1) 応急復旧	1 電気施設応急措置 第2編 第2章 第16節 第4 1」に記載のとおり。	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表			
頁	現 行	修 正	摘 要
365	エ 災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法に基づき被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。		・県地域防災計画に併せた修正
365	2 ガス施設応急措置 (1) <u>ＬＰガス施設応急復旧</u> 県及び県ＬＰガス協会は、ＬＰガス販売事業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。 ア 被害状況の把握 早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。 イ 二次災害の防止 (イ) 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収 (ロ) 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収 (ハ) 指定避難所等の臨時的使用箇所で使用されるＬＰガスの安全使用 ウ ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始 ＬＰガス販売事業者は、ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。 復旧は病院、指定避難所等を優先して行う。 エ 動員・応援体制 (イ) 県ＬＰガス協会は、被災地の県ＬＰガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。 (ロ) 県ＬＰガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。 オ 電話相談窓口の開設（臨時） 県ＬＰガス協会は、指定避難所等での応急的なＬＰガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。 (2) <u>拡大防止対策</u> ア ＬＰガス設備の安全点検の実施 ＬＰガス販売事業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、ＬＰガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。 特に、指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。 イ 動員・応援体制 県ＬＰガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。 ウ 広報活動 県ＬＰガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。	2 ガス施設応急措置 「第2編 第2章 第16節 第4 2」に記載のとおり。	・県地域防災計画に併せた修正
365	3 上水道施設応急措置 (1) <u>応急復旧</u> 水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。 ア 給水の応急復旧 住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。	3 上水道施設応急措置 「第2編 第2章 第16節 第4 3」に記載のとおり。	・県地域防災計画に併せた修正

